犯罪の取締りのための情報技術の解析技術に関する研究開発

R8-01
（警察庁）

事業の目的・概要

【R8配分額：15百万円】【実施期間：R8～R10】

現在、あらゆる犯罪に電子機器が悪用されており、例えば電子機器の遠隔操作や情報漏洩が可能な状態となっているケースがあるなど、セキュリティ対策上の重大な脅威となっている。犯罪捜査の過程で押収されたこれらの機器は、警察庁等において解析し、その仕組み等を明らかにし、犯罪の取締りや防犯活動に活用しているところである。

近年、犯罪者が、従来の手法では解析が困難なハードウェア機器等に、犯罪に係る情報等を隠匿している場合があり、捜査を困難としている。このため、警察庁としては、従来の解析手法とは異なる新たな解析手法として、グリッチを活用した解析手法の開発が急務となっている。

この技術により、サイバー犯罪や産業スパイに対する実効的な対策が可能となり、重要なインフラ等の情報流出リスクを低減できる。結果として、国内企業の競争力を保護し、経済安全保障の強化につながることが期待される。

主な研究等内容

- 各種ハードウェア機器に用いられるハードウェア構造等の調査分析を実施するとともに、電気的・物理的挙動の観測・評価等の解析手法の開発に必要な基盤を整備する。
- 民間企業との共同研究により、解析手法の体系化及び技術的知見の蓄積を実施する。

実施体制

○警察庁
・研究全体の統括及び進捗管理
・解析対象選定、評価項目設定及び研究方針の決定
・ハードウェア機器等の調査分析
・研究成果の取りまとめ、体系化
○公募
・専門的知見の提供及び技術的助言
・実証試験の実施及び評価結果の報告

事業イメージ（全体像）